

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、本校の教育目的を達成するために定め、本校の児童が、自主的かつ自立的に充実した学校生活を送ることができるという観点から必要な事項を定める。

## 第2章 学校生活について

第2条 登校時刻等については、下記（1）から（3）のとおり定める。

- (1) 児童は、午前8時15分までに着席できるように登校する。
- (2) 児童の保護者は、児童が欠席または遅刻するとき、午前8時00分までに学校に遅刻または欠席の理由を連絡する。
- (3) 児童の保護者は、児童を早退させるとき、事前に早退理由及び早退時刻、早退時の下校方法等を本校職員に連絡する。体調不良のため、児童が早退するときは、児童の担任または本校職員は、保護者に早退する旨を連絡する。この場合、保護者は、児童を迎えて来校しなければならない。但し、特別な理由があるときは、この限りではない。
- 2 児童が1ヶ月について3回遅刻したときは、当該児童の担任は、その保護者に連絡し、遅刻の理由等を聴取する。1ヶ月について5回遅刻したときは、その保護者に来校を依頼し、遅刻の理由等を聴取する。この場合において、遅刻の理由が正当なものでないときは、その保護者に改善の対策をするよう面談する。保護者から児童が遅刻する旨の連絡が事前にあったときは、その理由等に配慮する。
- 3 児童が、連続して3日間（特別欠席は除く）欠席したときは、その担任または本校職員が家庭訪問をする

第3条 服装及び髪型については、小学生らしい清潔な服装、髪型に心がけるよう下記（1）から（7）のとおり定める。

- (1) 冬期におけるマフラー、手袋及びネックウォーマーは本校教室に入るときは、はずすことを条件に、これを許可する。携帯カイロ（貼らないタイプ）は持参しない。＊登下校も授業中もポケットに手を入れるようになるため。
- (2) 靴については、運動に適している物とする。
- (3) 名札は、「学年・組・名前」を記し、上着左胸に付ける。
- (4) 頭髪については、①から④のとおりとする。
  - ① 前髪は目にかかるないようにし、そり込みを入れたり、パーマ及び染色、左右非対称の髪型等をしたりすること、整髪料は禁止する。
  - ② 肩より長い場合は、ゴムで髪をくくる。
  - ③ 髪をくくったり、とめたりするときに使用するゴムには、装飾されたものは付けない。
  - ④ 体操帽子や水泳帽子が、かぶれるよう髪をくくったりとめたりする。
- (5) 下記の使用、着用等は禁止する。  
マニキュア、皮膚への装飾、ピアス、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト、ミサンガ等
- (6) 水着は、色は紺色や黒色など派手ではないものとし、スカート付きのもの、バミューダパンツ等の泳ぎに適さないものは禁止する。

(7) 体操服やシューズについては次のように指定する。

①長袖の体操服の下に、運動用のアンダーシャツを着ても良い。11月～3月は長ズボンのジャージ（黒・紺）を着ても良い。4月から10月はレギンスをはかない。

②校内では、布地が白で、ゴムが青のシューズをはく。

今、①②でない場合は、次に買い換えるときから①②のものとする。

2 服装及び髪型等についての、本規程に反する場合は、即時できるものは、即時改善指導し、場合によっては、期限を定めて、保護者に連絡し、これを改善させる。

第4条 学習に不必要的ものは、学校（放課後・休日も含む）に持参しない。

(1) 雑誌、漫画、ゲーム機またはこれに関連する物（ゲームソフト等）、カード、キーホルダー、バッジ、マスコット、携帯電話等の通信機、旅行のお土産、お菓子類等。

(2) 不必要な金銭。

(3) 前（1）及び（2）に記した物の、交換、貸与、無償譲渡は、校内外において、これを禁止する。

2 前項に違反した場合は、担任等が一時預かりをし、保護者に連絡し、来校してもらい、返還する。

3 携帯電話に関し、学校に持参しなければならない正当な理由があるときは、保護者は、携帯電話持参願いの許可を校長に申請し、了承された場合のみ申請書を提出できる。許可後、その申請の理由どおりにしない場合は、校長は、その持参許可を取り消すことができる。

第5条 学校が管理する物の損壊については、下記の（1）及び（2）のとおり定める。

(1) 損壊した場合は、担任または本校職員に損壊の事実を届け出る。故意の損壊の場合は、原則として全額の弁償をし、複数の者による故意の損壊は、これらの者が連帶して弁償する。故意の損壊でない場合は、その事情を考慮し、被害弁償額を減額することができる。

(2) 故意または過失による損壊については、担任または本校職員が、保護者に連絡、面談し、当該損壊をした児童についての指導等をする。

第6条 児童の日常生活については、下記（1）から（6）のとおり定める。

(1) 児童だけでの校区外（保護者の同意があれば4年生以上は児童館とマリンパークに歩いて行ける。）への外出は禁止する。児童だけでの、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ビデオ等の取扱店、娯楽施設、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ等、通常児童が入店することが教育上、好ましくない場所への出入りは禁止する。但し、児童は保護者の指示または同意がある場合はコンビニエンスストア、またはスーパーマーケットで購買することができる。

(2) 児童だけの外泊及び夜間の徘徊は、理由の如何を問わず、これを禁止する。

(3) 児童は、午後5時までに帰宅しなければならない。

(4) 1年生から3年生は、保護者の同伴なくして、公道において自転車には乗らない。

(5) 自転車に乗る場合は、保護者は児童にヘルメットの着用を勧める。

(6) 国道沿いの通路、坂道等の自転車通行については、保護者は、その危険性を児童に認識させ、保護者の責任において、その許可をする。

### 第3章 特別な指導に関するここと（児童の問題行動）

第7条 問題行動である下記(1)及び(2)の行為をした児童で、教育上特別な指導が必要とされる児童には、これを実施するとともに、警察等の諸機関との連絡等をはかる。なお、特別な指導とは、別室において、自己の問題行動に対し深く反省させるとともに、今後の生活や学習について再考させるものである。また保護者に来校を促し、当該児童の将来の指導等について協議するものである。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 喫煙または飲酒
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物（船舶を含む。）・器物の損壊
- ④ 窃盗（万引きを含む。）
- ⑤ 性に関する行為
- ⑥ 薬物等の濫用
- ⑦ 交通違反（道路交通法違反行為）
- ⑧ 刃物等の所持
- ⑨ その他、法律・条例・諸法規に反する行為または抵触する行為

(2) 本校の規則等に反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（たばこ・ライター等の所持等）
- ② いじめ
- ③ 授業妨害・授業放棄・カソニング等
- ④ 家出・深夜徘徊・暴走族への加入または接触
- ⑤ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑥ 教員の指導に従わない行為（指導無視・暴言等を含む。）
- ⑦ その他、学校が教育上指導を要すると判断した行為等

第8条 前条の特別な指導の期間は、1日から3日とする。但し問題行動に対する児童の反省の程度等により、この期間は、延長・変更する。この場合、保護者に来校を依頼し、児童の生活状況等を聴取することができる。いじめの場合は、レベルに分けて次のようにする。レベル1－1（いじめの入口、初期段階、「役割交代の消滅、一対多の人間関係への試行・模索）は、学校で謝罪の場を設け、教職員の立ち会いの中、加害児童が被害児童に謝罪し、保護者に伝える。レベル1－2（継続的ないじめ、固定的な役割関係、金銭の不審な動き）とレベル2（深刻ないじめ、恐怖・恥辱、金銭強要、生徒間暴力、固定的な人間関係、隸の人間関係）は、学校で謝罪の場を設けるか、被害者宅に訪問し、教職員の立ち会いの中、加害児童とその保護者は、被害児童及びその保護者に謝罪する。

#### 第4章雑則

第9条 この規程に定めるものの他、本校の児童の指導に必要な事項については、本校校長が、別に定める。

付 則 この生徒指導規程は、平成25年4月施行  
平成27年4月改訂  
平成28年4月改訂  
平成29年4月改訂  
平成30年4月改訂  
平成31年4月改訂  
令和 3年4月改訂  
令和 3年5月改訂  
令和 4年4月改訂